

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

地方消費税の増収部分については、その用途を明確化し全てを「社会保障施策に要する経費」に充当することとされています。

平成30年度一般会計決算における充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 16,013千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 360,736千円
(事務費や事務職員の人件費、雇用労災対策に要する経費は除く)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	平成30年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	64,246	46,981		1,410	1,057	14,798
	高齢者福祉事業	25,463	16,496		2,866	416	5,685
	福祉医療給付事業	13,809	6,759			480	6,570
	児童福祉事業	39,314	22,407		1,422	1,041	14,444
	小計	142,832	92,643		5,698	2,994	41,497
社会保険	国民健康保険事業	23,631	8,087			1,041	14,503
	後期高齢者医療保険事業	84,898	14,558			4,724	65,616
	介護保険事業	92,730	654			6,181	85,895
	小計	201,259	23,299			11,946	166,014
保健衛生	成人保険事業	12,838	445		124	817	11,452
	母子保健事業	342				16	326
	感染症予防事業	3,465				240	3,225
	小計	16,645	445		124	1,073	15,003
合計	360,736	116,387		5,822	16,013	222,514	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。

社会保障四経費(年金・医療・介護・少子化対策)

社会保障施策

- (1)「社会福祉」生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」法令に基づき実施される国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などです。
- (3)「保健衛生」国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。